

○星野村人権擁護に関する条例

（平成7年12月15日）
（条例第13号）

（目的）

第1条 この条例は、「すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等」を定める日本国憲法、及び「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である」とした世界人権宣言の基本理念にのっとり、あらゆる差別をなくし、村民一人ひとりの参加による「人権擁護村」の建設をめざし、もって明るく住みよい星野村の実現に寄与することを目的とする。

（村の課題）

第2条 村は、前条の目的を達成するため、必要な施策を推進するとともに、行政のすべての分野で村民の人権意識の高揚に努めるものとする。

（村民の課題）

第3条 村民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、あらゆる差別をなくすための施策に協力し、自らも人権侵害に関する行為をしないよう努めるものとする。

（村の施策の推進）

第4条 村は、基本的人権を擁護し、あらゆる差別をなくすために国・県と協力して必要な施策の推進に努めるものとする。

（啓発の充実）

第5条 村は、村民の人権意識の普及高揚を図るため、人権に関する啓発の推進に努めるものとする。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、人権擁護に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。